

「有機農業拡大加速化事業」業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

「有機農業拡大加速化事業」業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定める。

2 事業の概要

別紙「有機農業拡大加速化事業に関する業務委託仕様書」による。

3 契約上限額

11,200,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）
また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

5 参加資格要件

(1) 応募者の資格要件

企画提案競技に参加できる者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- ③ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- ④ 県税に未納がないこと。
- ⑤ 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- ⑥ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

(2) 複数の団体による共同応募（グループ応募）の場合

複数の団体でグループを構成して応募する場合（以下「グループ応募」という。）は、次の事項について留意すること。

- ① 適切なグループ名称を設定し、代表となる団体及び代表者を選出すること。
- ② 代表となる団体は、(1)の①～⑥の要件を、その他の構成団体は(1)の④以外の要件を満たすこと。
- ③ グループの構成団体は、別のグループ応募の構成団体となり又は単独で応募することはできない。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール予定

- | | | |
|----------------------|---------------|------|
| (1) 公告 | 令和8年6月10日(水) | |
| (2) 質問等の締切 | 令和8年6月17日(水) | 午後5時 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年6月24日(水) | 午後5時 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年7月1日(水) | 午後5時 |
| (5) プレゼンヒアリング期間 | ~令和8年7月10日(金) | |
| (6) 結果通知 | 令和8年7月10日(金) | 以降 |

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、別紙1を提出すること。

①提出先

下記12を参照

②提出期限

7(3)のとおり

③提出方法

電子メールまたはFAX(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 企画提案書等の提出

①提出書類

ア企画提案書(7部)

- ・別紙2により提出すること。
- ・提出する企画案は、1案のみとする。
- ・書式はA4判とし、ページ番号を挿入する。

イ見積書(原本1部、写し7部)

- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とし、内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ誓約書(1部)

- ・別紙3により提出すること。

②提出先

下記12を参照

③提出期限

7(4)のとおり

④提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

⑤留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(3) 質問等

7(2)の提出期限までに下記12の担当課に別紙4により提出すること。なお、質問の内容及び回答は、軽微なものを除き、企画提案競技への参加者全てに通知する。(質問者は公表しない。)

(4) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

①事業者の実績・適格性

- ・本事業を適正に実施するための組織体制は整っているか。
- ・本事業を受託するに相応しい同程度の実績や熟練度があるか。

②企画内容

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解した提案となっているか。
- ・宮崎県内の有機農産物の販路拡大につながる内容となっているか。
- ・宮崎県内の有機農産物の販路拡大のため、生産者と実需者が効率的にマッチングできる仕組みや支援体制が提案されているか。
- ・農業者が効率的に出荷でき、出荷に係る労力や経費を抑えることができる仕組みづくりが提案されているか。
- ・宮崎県産有機農産物の流通効率化を図ることを目的とし、既存の流通方法よりコストの低減、もしくはコストに見合った単価で販売できるなど、費用対効果が認められる内容となっているか。
- ・得られた事業の成果について、事業終了後も活用できる仕組みが提案されているか。
- ・計画的な業務スケジュールとなっているか。

③見積価格・経費積算の妥当性

- ・企画内容に見合う適正な価格となっており、必要経費が適切に計上されているか。

(5) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(6) 審査の通知

審査結果は、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ①当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ②提案書を期限までに提出しないとき
- ③提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7) に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

(1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴収し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

(2) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

11 その他

- (1) この業務に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 書類の提出先及び問い合わせ先

住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号
担 当 宮崎県農政水産部農業普及技術課 環境保全担当（担当：早日）
電 話 0985-26-7134
FAX 0985-26-7325
E-mail nogyofukyugijutsu@pref.miyazaki.lg.jp